



## NCR2018で書誌がかなり自由になる。だから典拠が必要になる

木村麻衣子

『日本目録規則』2018年版（以下、NCR2018）が刊行され、図書館員各位、とりわけ目録担当者の皆様は浮足立っておられることと思う。特に、この新しい目録規則に対応することで、仕事が楽になるのか、百歩譲って楽にならなかったとしても、利用者の役に立つのか、不安を感じておられるのではないだろうか。そこで利用者の役に立つ目録を作るための確実な方法の一つを紹介したい。それは、貴館の図書館目録に典拠コントロールを導入することである。

NCR2018は、準国際的な目録規則であるRDAを適用して作成された書誌データとの互換性を担保するため、規則の多くがRDAに準拠する形をとっている。日本の目録や出版の慣行に鑑みてあえてRDAと異なる規則を本則とした場合にも、原則としてRDAの規定を別法としている。本則と別法のどちらを採用するかは目録作成機関の裁量に委ねられるため、機関によって記録の仕方がばらつきが出る可能性がある。

例えば、『日本目録規則』1987年版改訂3版（以下、NCR1987rev3）では、出版に関する事項を例えば次のように記録することが規定されていた。

東京△：△日本図書館協会、△2006

NCR2018を適用した場合、出版表示というエレメントに含まれる、出版地、出版者、出版日付というサブエレメントをそれぞれ記録することになる。上記の例の場合、次の三つのサブエレメントを順不同で記録すればよいことになる。（）内にサブエレメント名を示し、次に記録内容を示す。

（出版地）東京  
（出版者）社団法人日本図書館協会  
（出版年）2006.6.20

さらに、上記のサブエレメントは、目録作成機関の定めによって、異なる形で記録されることがある。例えば「東京」は、別法を採用する場合には、「東京都中央区」まで記録してもよい。さらに、識別またはアクセスに重要な場合には、「東京都中央区新川一丁目11番14号」まで記録してもよい（任意追加）。出版者は、法人組織を示す語「社団法人」を省略してもよい（任意省略）。日付は、もし情報源の表示が「平成18年6月20日」であったならば、別法によってこのまま年号で記録されることもあり得る。さらに、目録作成機関が定めた詳細度で記録することができる（任意省略）ので、「2006.6」や「平成18年6月」もあり得るし、「2006」や「平成18年」もあり得る。

以上のように、NCR2018では、従来の目録規則で「書誌的事項」と呼ばれていた部分の記述（以下、書誌記述）の記録のしかたを目録作成機関の裁量である程度自由に決められるようになってきている。

タイトルや責任表示についても同様である。タイトル・ページに次のような配置で各事項が書かれている図書の書誌データを作成する場合を考えてみたい。

明解  
画像診断の手引き  
呼吸器領域編  
パターン分類による画像診断

●編者－松島敏春川崎医科大学 呼吸器内科学 教授  
江口研二東海大学医学部 呼吸器内科 教授  
桑原正喜京都桂病院 副院長・呼吸器センター所長

NCR2018に従って、エレメント「タイトル」および「責任表示」を記録すれば以下のようなになる。

(本タイトル) 明解画像診断の手引き. 吸器領域編 (タイトル関連情報) パターン分類による画像診断 (本タイトルに係る責任表示) ●編者-松島敏春川崎医科大学呼吸器内科学教授, 江口研二東海大学医学部呼吸器内科教授, 桑原正喜京都桂病院副院長・呼吸器センター所長

本タイトルにおいて, 共通タイトル「明解画像診断の手引き」と従属タイトル「呼吸器領域編」を結ぶ記号は「,」に限定されていない。本タイトルに関する責任表示において, 所属団体や役職名は省略してもよい(任意省略)。役割を示す語句(ここでは「編者」)はそのままの形で記録しているが, 別法を採用する場合は「編」としてもよい。「編者」の前の「●」まで転記しているのは, “情報源に表示されているとおりに記録する”( #1.10.5) という原則に従ったためであるが, “レイアウトに使用した記号”とみなして記録されない場合もあり得るし, 別法( #1.10)を採用してこうした記号は一切記録しない場合もあり得る。複数の編者を「,」で切ることも必須ではない。以上のように, 責任表示の中には, 従来ありえなかった記号や所属団体名, 役職名などが混在する可能性がある。

タイトルは従来から目録作成機関によって記録が揺れやすい要素であり, 上記の例でも従属タイトル部分をタイトル関連情報として採用する機関があるだろう。NCR2018は, 情報源のタイトルに誤字・脱字がある場合に, 訂正せずそのまま記録することを本則, 訂正して記録することを別法として規定するなど, タイトルの記録についても多様性を認める方向である。

なぜこのように自由なのか。NCR2018#1.10転記には, “なお, 他機関が作成したデータを使用する場合, または自動的なコピー, スキャン, ダウンロード, メタデータのハーベストなどによるデジタル情報源を使用する場合は, データを修正せずに使用してよい。”という一文がある。ここでは出版社から直接出版物に関するメタデータを得る場合などが想定されている。つまりNCR2018は, 図書館以外の機関から得たメタデータをそのまま流用することも念頭に置いた目録規則なのである。書誌記述の面だけを見れば, 目録作業の負担はかなり軽減されそうである。

さてここからが重要なところである。書誌記述にばらつきがあるということは, 書誌記述だけで

は資料の正確な検索や同定識別がしづらくなるということである。手元のこの資料と, 他所のあの資料が本当に同じかどうか, 書誌記述を見てもよくわからない, ということになりかねない。そこで絶対に必要なのが典拠コントロールである。

余計な記号や文字列にまぎれて, 記録からは著者名がわかりにくくなってしまったとしても, あるいはもし記録が間違っていたとしても, アクセス・ポイントとして書誌記述とは別に著者名が記録してあり, 個人名や団体名の典拠コントロールがなされていれば検索や識別が可能である。機関によってタイトルの記録が揺れていても, 著作の典拠コントロールがなされていれば, 利用者が同じ著作を楽に検索し同定識別することができる。

上記の図書は2002年に出版されたものであるが, 2007年には同書の英語版が別の出版社から出版されている。英語版には日本語版のタイトルは示されておらず, 翻訳書でもないため, 従来はこうしたケースで両書の書誌レコードが結び付けられることは少なかった。しかし, 著作の典拠レコードが存在すれば, 両書を簡単に結びつけることができ, どちらか一方しか知らなかった利用者が, 典拠レコードを通じて自分の読みたい言語の資料にたどり着くことができる。

典拠コントロールには手間暇がかかる。書誌記述に手がかからなくなった分, 典拠コントロールをすることになるので, 図書館員の皆様は楽にはならない。しかし, その分利用者には多様なアクセスを提供できるし, 精度の高い典拠データは図書館界の外からも求められている。いま典拠コントロールをするかしないかは, 図書館界にとって重要な分岐点である。

謝辞 本稿の執筆に当たって帝塚山学院大学人間科学部 渡邊隆弘教授に有益な助言を賜りました。記して感謝申し上げます。ただし, 本稿における誤りはすべて筆者の責に帰するものです。

(きむら まいこ: 慶應義塾大学)  
[NDC10: 014.32 BSH: 資料目録法]